

教 生 学 第 1 8 1 号

令和5年（2023年）5月23日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市除く）様
（ 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

ヤングケアラー支援に向けたツール等の活用について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので、通知します。

つきましては、ヤングケアラーを支援するにあたり、これらのツール等を活用するとともに、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対して積極的に周知を図り、活用いただくようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

（企画・調整係）



事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

ヤングケアラー支援に向けたツール等の活用について

平素より、児童生徒の教育相談の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、こども家庭庁の調査研究事業（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」（別添1）及び「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」（別添2））が実施され、その成果物等がとりまとめられたところです。これらを踏まえ、文部科学省としては、下記のとおり、引き続き、こども家庭庁と連携しながら必要な施策を講じていくこととしておりますが、都道府県・指定都市教育委員会におかれましても、ヤングケアラーを支援するにあたり、これらのツール等をご活用いただくとともに、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対して積極的に周知を図り活用していただきますようお願いいたします。

記

1. ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究

令和元年度に厚生労働省において作成されたアセスメントシートについては、これまで文部科学省から学校現場においてその活用を周知してきたところですが、令和2年度の要保護児童対策地域協議会を対象にした調査によると、当該アセスメントシートを「使用していない」と回答した割合が9割を超えており、児童生徒の視点に立っていない等の課題が浮き彫りになったところです。そこで、今回の調査研究事業において、ヤングケアラー支援をより容易にするため、ヤングケアラーに気づくためのツールとヤングケアラーに気付いた後に必要な支援につなげやすくするためのアセスメントツールの2種類が取りまとめられました。都道府県・指定都市教育委員会においても本ツールを活用して、学校現場において支援が必要なヤング

ケアラーを早期発見し適切に支援につないでいくようお願いいたします。

2. 「児童福祉部門と教育部門に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引きについて

ヤングケアラーを適切に支援につなげるためには、支援が必要なヤングケアラーを早期に把握し、スクールソーシャルワーカー等と連携し対応することが求められます。今回の実証事業では、児童福祉部門及び教育分野に焦点を当て、それぞれの部門で適切に連携促進する観点から、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援マニュアルが取りまとめられました。本マニュアルは教育分野でヤングケアラーを発見し、児童福祉部門につないでいく方法やヤングケアラーを対象とした支援施策等を事例も含めて盛り込んでいることから、学校や教育委員会においても、児童福祉部門との連携にあたり、積極的に活用するようお願いいたします。

(参考)

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」(有限監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」(有限監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html>

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-5253-4111 (内線 3299)

事務連絡
令和5年4月26日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 児童福祉主管部局 御中
〔特別区〕

こども家庭庁支援局
虐待防止対策課

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」
(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について

平素より、児童福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ヤングケアラー発見等のためのアセスメントツールとしては、令和元年度調査研究「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」において作成し、地方自治体等への周知を図ったところです。

このたび、よりきめ細やかなアセスメントシートの在り方に関して検討するため、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」(実施主体 有限責任監査法人トーマツ)を実施し、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC 気づきツール(こども向け)」、家族(ケアの受け手)への支援の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC 気づきツール(大人向け)」、こども本人の行うケアの現状やケアの影響、支援ニーズを把握し、必要な支援や支援へのつなぎ方を検討するための「アセスメントツール」等を作成しました。

各都道府県等におかれましては、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、本ツールを執務の参考としてご活用いただくとともに、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知していただきますようお願いいたします。

引き続き、関係機関との連携をより一層密にし、ヤングケアラーへの支援に係る取組を推進していくこととしていますので、各都道府県等におかれましても、ヤングケアラー支援体制強化事業(「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」(令和4年3月31日付け子発0331第18号子ども家庭局長通知))を活用するなどして、ヤングケアラーの早期発見や支援につながる施策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、地域福祉課生活困窮者自立支援者自立支援室、保護課、職業安定局首席職業指導官室、人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室、医政局総務課、健康局健康課保健指導室及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課からも都道府県等の各関係部局に対し本ツールについて周知する予定であることを申

し添えます。

(参考) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」(有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

【連絡先】

こども家庭庁 支援局

虐待防止対策課 自治体支援係・若年保護係

TEL : 03-6771-8030 (代表)

mail: jidounetwork@cfa.go.jp

事務連絡

令和5年4月26日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 児童福祉主管部局 御中
〔特別区〕

こども家庭庁支援局
虐待防止対策課

「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)について

平素より、児童福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。ヤングケアラーへの支援として、これまで、都道府県等において、実態調査の実施、コーディネーターの配置等の取組が推進されてきましたが、支援が必要なヤングケアラーを把握し、その後の生活改善までフォローできる運用方法等については明らかとされていませんでした。

このたび、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」(実施主体 有限責任監査法人トーマツ)を実施し、児童福祉部門及び教育分野に焦点を当て、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引きをマニュアルにまとめました。

各都道府県等におかれましては、ヤングケアラー支援の体制構築等を検討するため、本マニュアルを執務の参考としてご活用いただくとともに、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知していただきますようお願いいたします。

引き続き、関係機関との連携をより一層密にし、ヤングケアラーへの支援に係る取組を推進していくこととしていますので、各都道府県等におかれましても、ヤングケアラー支援体制強化事業(「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」(令和4年3月31日付け子発0331第18号子ども家庭局長通知))を活用するなどして、ヤングケアラーの早期発見や支援につながる施策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本調査研究にオブザーバーとして参画した、文部科学省初等中等教育局児童生徒課からも都道府県等の各関係部局に対し本マニュアルについて周知する予定であることを申し添えます。

(参考) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」(有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html>

【連絡先】

こども家庭庁 支援局

虐待防止対策課 自治体支援係・若年保護係

TEL : 03-6771-8030

mail: jidounetwork@cfa.go.jp